

## 【 農 林 水 産 省 】

- 1 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業に際しては、被災自治体の負担が膨大になり、また、営農を再開できずにいる被災農家等の負担も極めて重いものとなり、現実的には賦課金徴収は不可能であることから、全額国庫支出金での事業執行を求めます。
  
- 2 国庫補助制度の対象外となっている漁業協同組合や農業協同組合等の事務所等の災害復旧に際しては、その負担は極めて多額に上り、組合等の運営自体に支障を及ぼし、その存続を左右することから、組合等の災害復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
  
- 3 農林水産試験研究施設や地方卸売市場等農林水産業施設の災害復旧に際しては、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、農林水産試験研究施設等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設や現行の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ及び対象範囲の拡大を求めます。
  
- 4 被災した農林水産業従事者の生活基盤の安定化と再開に向けた取り組みを助長するため、経済的補償対策を含む新たな支援制度の創設を行うとともに、農林水産業の復興に向けて、農業及び漁業の集約化の推進など、国の全面的な財政措置を含め、国家プロジェクトとして取り組むことを求めます。
  
- 5 東日本大震災農業生産対策交付金が創設され、農家が共同利用する農業用施設の改修や補修、共同利用農業機械のリース方式等による新規導入等が可能となりましたが、現行の補助率では事業実施主体の負担が過大となることから、県の特産であるいちご栽培

をはじめとする園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含めさらなる交付率の嵩上げ、要件の緩和・拡充及び制度の継続を求めます。

- 6 土地改良区の被害も甚大であり、土地改良事業に係る土地改良区の負担軽減を図るとともに、多くの農家が被災している状況にあることから、農家負担金償還のための賦課徴収は事実上不可能であり、その支払いを免除することを求めます。
- 7 沿岸部被災農業従事者の生活再建に向け、創設された除塩事業に加え、技術的支援、地盤沈下対策及び相当期間作付けが不可能とされている被災農業従事者への支援を含めた財政的支援の拡充を図るとともに、津波堆積物の除去を国直轄事業で行うよう求めます。
- 8 被災した農家の生活基盤の安定化を図り、営農を再開するため、国庫補助制度のない農畜産物被害に対する新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、農業関連分野における雇用対策の強化を求めます。
- 9 東京電力福島第一原子力発電所事故により、国の通知に基づき実施している乳用牛・肥育牛への牧草の給与の自粛に関する損害賠償の支払いを早急に行うことを求めます。
- 10 津波災害に見舞われた地域への住宅再建は困難であり、津波被害が及ばない保安林等の国有地の宅地転用が必要であることから、保安林等解除を含めた宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応を求めます。
- 11 被災を受けた漁船・漁具等の個人の再導入費に対しては、国庫補助制度がなく、漁業

再建のためには多額の投資が必要となりますが、被災漁業者にとって多額の費用負担に耐えることは現実的には不可能であることから、漁船・漁具等の個人の再導入に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

12 養殖施設、種苗生産施設、水産加工施設を含む水産業関連施設の再導入に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、国庫補助制度がない水産養殖生産物被害への経済的支援や養殖漁業の協業化・共同化への支援など、全面的な財政的支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設等総合的な対策を求めます。

13 水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、甚大な被害を受けた水産関連企業の再生に向けた財政的支援を含む重点的な支援を行うことを求めます。